最高裁規則

○最高裁判所規則第六号

刑事訴訟規則及び不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十月十八日

最高裁判所

刑事訴訟規則及び不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

（刑事訴訟規則の一部改正）

第一条　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百十七条の十八」を「第二百十七条の十九―第二百十七条の二十三」を「第二百十七条の二十―第二百十七条の二十六―第二百十七条の二十八」に、「第二百十七条の二十八―第二百十七条の三十一」を「第二百十七条の三十二―第二百十七条の三十四―第二百十七条の四十」に、「第二百二十二条の二十」を「第二百二十二条の二十一」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

4　法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第二項の規定による判決の宣告についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは「証人等特定事項」とする。

第四十四条第一項第三号中「裁判所法」の下に「（昭和二十二年法律第五十九号）」を加え、同項第十三号中「第二百九十一条第三項」を「第二百九十一条第四項」に改め、同項中第四十六号を第四十七号とし、第四十五号を第四十六号とし、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五　法第二百九十九条の五第一項の規定による裁定に関する事項

第四十四条第一項に次の二号を加える。

四十八　法第三百五十条の八第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手続の申立てを却下したときは、その旨

四十九　法第三百五十条の十一第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことを理由として法第三百五十条の八の決定を取り消したときは、その旨

第百十一条の見出し中「猶予期間」の下に「・法第百四十三条の二」を加え、同条中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第百七十八条の七の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「証人等」を「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人」に改め、同条に後段として次のように加える。

法第二百九十九条の四第二項の規定により、被告人又は弁護人に対し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機会を与えないで、氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先を知る機会を与える場合も同様とする。

第百七十八条の十一を第百七十八条の十六とし、第百七十八条の八から第百七十八条の十までを五条ずつ繰り下げ、第百七十八条の七の次に次の五条を加える。

（証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の通知・法第二百九十九条の四）

第百七十八条の八　法第二百九十九条の四第五項の規定による通知は、書面でしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者の氏名又は住居

二　検察官がとつた措置が法第二百九十九条の四第一項又は第三項の規定によるものであるときは、弁護人に対し付した条件又は指定した時期若しくは方法

三　検察官がとつた措置が法第二百九十九条の四第二項又は第四項の規定によるものであるときは、被告人又は弁護人に対し知る機会を与えた氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先

四　検察官が証拠書類又は証拠物について法第二百九十九条の四第三項又は第四項の規定による措置をとつたときは、当該証拠書類又は証拠物を識別するに足りる事項

（証人等の氏名及び住居の開示に関する裁定の請求の方式・法第二百九十九条の五）

第百七十八条の九　法第二百九十九条の五第一項の規定による裁定の請求は、書面を差し出してこれをしなければならない。

2　被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、同項の書面の謄本を検察官に送付しなければならない。

3　裁判所は、第一項の規定にかかわらず、公判期日においては、同項の請求を口頭ですることを許すことができる。

（証人等の呼称又は連絡先の通知・法第二百九十九条の六）

第百七十八条の十　裁判所は、法第二百九十九条の六第二項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第二項若しくは第四項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載されている部分の閲覧又は謄写を禁じた場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

2　裁判所は、法第二百九十九条の六第三項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第二項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第百二十六条（第百三十五条及び第百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書を第百二十六条第二項の規定により閲覧し、又は同条第三項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2　裁判所は、前項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第二項の規定による措置に係る者若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）

第百七十八条の十一　裁判所は、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第二項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第百二十六条（第百三十五条及び第百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書を第百二十六条第二項の規定により閲覧し、又は同条第三項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2　裁判所は、前項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第二項の規定による措置に係る者若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。